

別荘地域におけるシニアカーの 増速と幅員の緩和

別荘地でのシニアカーの増速と幅員の緩和

(提案の背景)

- 従来、茅野市の別荘地における移動手段として、自家用車およびバスなどの公共交通機関が利用されてきた。しかしながら別荘オーナーの高齢化に伴う運転免許証の返納や、路線バスの減便・停留所の減数に伴い、移動手段確保が課題となっている。
- 今回提案するシニアカーを別荘地内のラストワンマイルの移動手段として検討しているが、別荘地の面積は広く、現行のシニアカーの上限速度6km/hでは、移動手段として現実的ではない。 ※ 一例として別荘地「チェルトの森」の面積は132万坪(東京ドーム88個分)。多機能を有する管理事務所棟と居住地の移動のみを増速エリアと想定し、別荘地外への移動はシニアカーによらないものとする。
- 令和4年8月に運行する乗合オンデマンド交通システム「のらざあ」運行エリアは市街地が中心で、別荘地においては管理事務所棟しか停留所がない。そのため、高齢化・定住化が進む別荘利用者は、管理事務所棟から居住地までのラストワンマイルの移動手段がなく、移動ニーズに応えられないという課題がある。

(提案の概要)



- シニアカーの上限速度6km/hを、限定エリア(別荘地)での上限速度を15-20km/hとすることを認めいただきたい。

補足

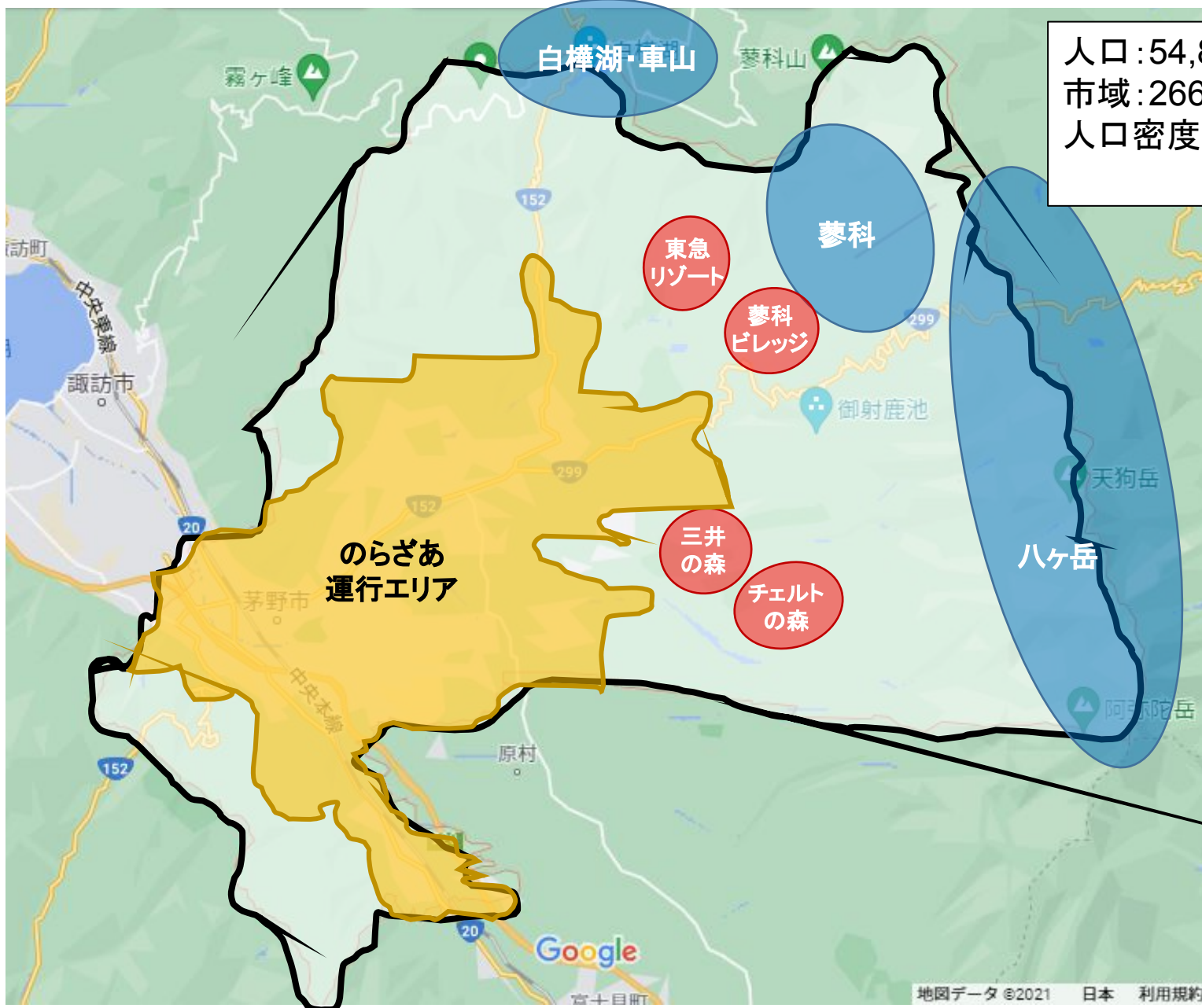
- シニアカーを車椅子とみなした場合、現行の道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)(令和三年内閣府令第六十八号による改正)(施工日令和四年四月一日)第1条の4第1項に規定する(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準)においては車両の幅は70cmであるものの歩道を走行することを前提としているため上限速度が6km/hである。
- 2024年施行予定の改正法における小型低速車とみなした場合には、最高速度は15-20km/hと想定されているものの、幅が60cmまでが要件とされており、重心バランスなどの安定性を確保するために70cmの幅が必要なシニアカーには適合しない。また、施行予定の2024年まで適用できないという2点の障壁がある。



以上を踏まえ、下記の理由からシニアカーについて別荘地内に限り、電動車いすとしての**上限速度を増速すること**、もしくは2024年施行予定の小型低速車としての**先行導入と車体の幅の制限について増幅(60cmから70cm)**することをお認めいただきたい

- シニアカーを別荘地内の主な移動手段とし別荘地内の居住者のニーズを満たすためには、歩道ではなく車道を走行し広い面積を移動する必要があり6km/hでは十分ではない。また、別荘地は中山間地に所在し段差があり、高齢の居住者も多いため、ふらつき防止のためのトレッド確保やタイヤのスタッドレス交換などの安定性も重要であり、70cmの車体の幅が必要である。

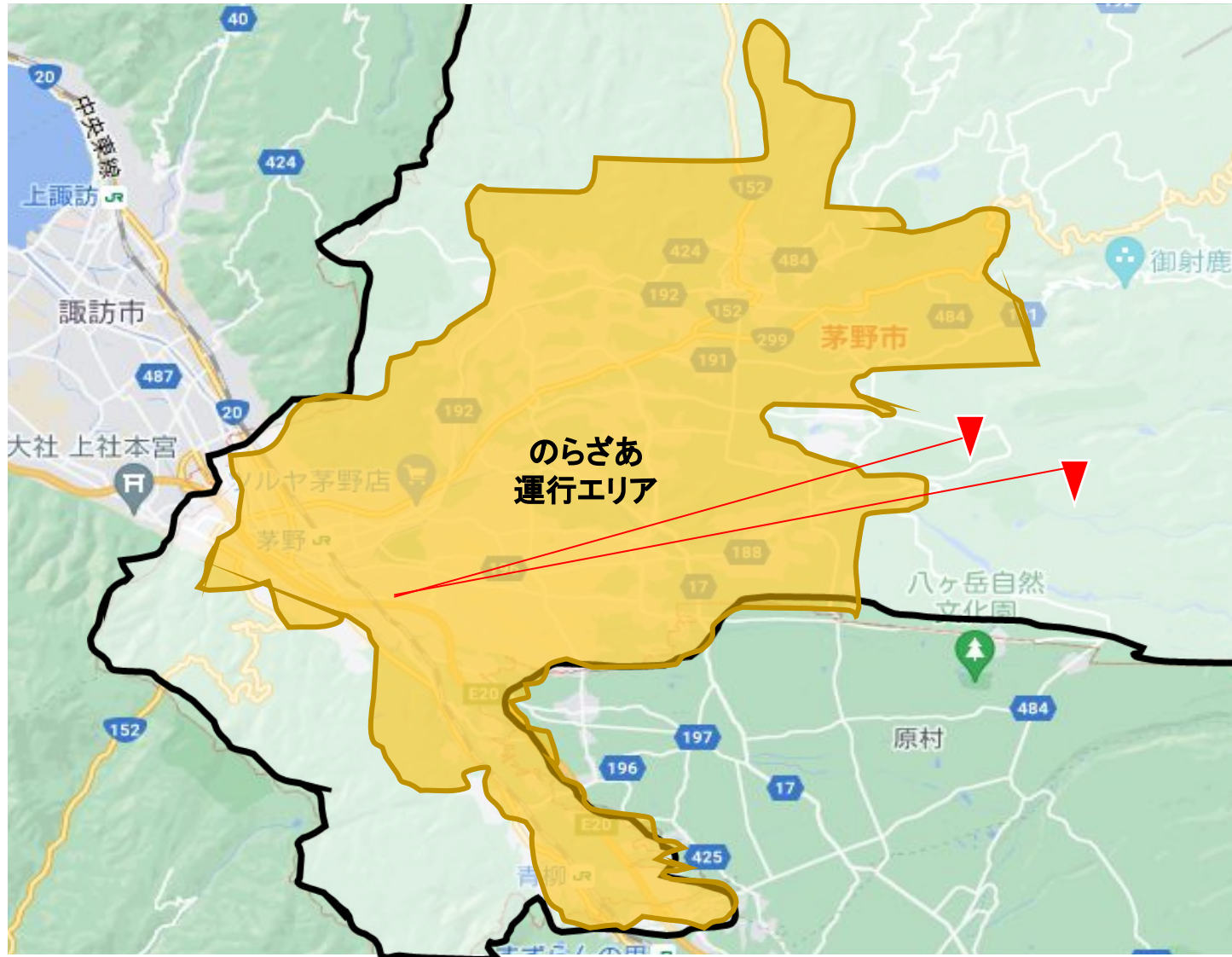
茅野市全図



人口:54,818人
市域:266.59km²
人口密度:205.62人/km²
(R3.4.1現在)

- 凡例**
- 主な観光地
 - 主な別荘地
※市内には全19区域の別荘地を有する

「のらざあ」によるサービス提供エリア



凡例

- ▼ 別荘管理事務所棟

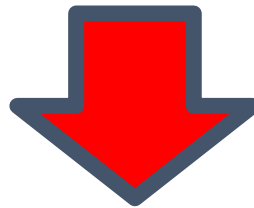
シニアカーの写真



民間
ヤマハ発動機、森ビル
鹿島リゾート
諏訪モノづくり推進機構

学
公立諏訪東京理科大学

自治体
茅野市
デジタル健康特区



規制緩和

別荘地・観光地イメージ図(案)

